

店頭デリバティブ取引等に類する複雑な仕組債等の販売勧誘に係る外務員資格制度の見直しについて(案)

平成 23 年 7 月 27 日

1. 金融庁

- (1) 平成 22 年 1 月 21 日「金融市場に係る制度整備について」公表
  - (2) 平成 22 年 9 月 13 日「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」公表
    - ① 法令による不招請勧誘規制の見直し・個人顧客を相手方とする店頭デリバティブ取引については、法令により不招請勧誘を禁止
- ⇒平成 22 年 12 月 27 日に金融商品取引業等に関する内閣府令の改正（平成 23 年 4 月 1 日施行）
- ② 自主規制による販売勧誘ルールの強化



2. 本協会

平成 23 年 2 月 1 日、デリバティブ取引等に係る投資勧誘規則を見直し、平成 23 年 4 月 1 日から実施

- (1) 勧誘における適合性原則の徹底
  - ① 合理的根拠適合性の検証(投資者へ販売する商品としての適否を事前検証)
  - ② 勧誘開始基準の設定
- (2) 勧誘・販売等における説明義務の強化
  - ① 注意喚起文書の交付
  - ② 重要事項の説明
  - ③ 確認書の受入れ

\*上記改正に伴い、店頭デリバティブ取引等に類する複雑な仕組債等の判断基準等(ガイドライン)を策定



### 3. パブリックコメント

上記の投資勧誘規則の見直しに係るパブリックコメントの募集において、次の意見が寄せられた。

「外務員資格に関連して、仕組商品は債券や投資信託の形態を採っていることから、二種外務員資格しか持たないにもかかわらず仕組商品を勧誘販売させているケースを見受けます。仕組商品はデリバティブ等についての高度な知識と理解が必要であることを考えますと、二種外務員資格しか持たない者はこれらの商品を販売勧誘する適格要件を欠くことは明らかなです。二種外務員がこれらの商品の販売勧誘行為を行うことは禁止すべきと考えます。」

### 4. 本WG

本年 2 月の規則改正に加えて、上記パブリックコメントを踏まえ、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託等の取扱いに係る二種外務員、信用取引外務員、特別会員二種外務員及び特別会員四種外務員資格の見直しを検討



- ✓ 平成 23 年 5 月 16 日「仕組債等の販売勧誘等を行う外務員の実態に関するアンケート調査」実施【資料 2 参照】

⇒ アンケートの結果、店頭デリバティブ取引等に類する複雑な仕組債・投資信託等を取り扱っている多くの協会員は、一種外務員・特別会員一種外務員に取り扱わせるとともに、社内研修や社内試験を実施し知識を補強

- ✓ 平成 23 年 6 月 24 日開催のWGにおいて、有識者からヒアリングを実施

⇒ 二種外務員が店頭デリバティブ取引等に類する複雑な仕組債・投資信託等を取り扱うことは資格としての適格要件を欠く

⇒ 二種外務員の店頭デリバティブ取引等に類する複雑な仕組債・投資信託等の販売勧誘において問題が発生した場合、外務員資格制度の不備として問題提起される可能性が高い

⇒ 商品の実質について十分な知識と理解がなくても勧誘販売可能という状態を「制度として」認めるのは、制度の自己否定、制度に対する信頼喪失ともいえる問題である

⇒ 自主規制として、外務員資格制度の見直しを図るべき

【資料 1－2 参照】

## 5. 国民生活センターからの指摘

平成 23 年 6 月 23 日に公表された、「国民生活センター ADR の実施状況と結果概要について（平成 23 年度第 1 回）」において、次の指摘があった。

デリバティブを組み入れた商品であるが外形的には投資信託であるために、デリバティブを取り扱うことができない者によっても販売可能であるが、そのような状況は改善の余地がある。【資料 1－3 参照】



### 【基本的な考え方】

#### 1. 外務員の職務の見直し

外務員資格制度の枠組みとして、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託及びレバレッジ投資信託（以下「複雑な仕組債・投資信託等」という。）の取扱いを、一種外務員及び特別会員一種外務員以外のデリバティブの取扱いを認めていない者（信用取引外務員、二種外務員、特別会員二種外務員及び特別会員四種外務員）に認めることは、合理的ではないとの認識の下、協会員における複雑な仕組債・投資信託等の販売勧誘の適正化を図るため、次のとおり外務員の職務の見直しを行ってはどうか。

##### (1) 対象取引

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第 2 条に定める次に掲げる複雑な仕組債・投資信託等に係る取引としてはどうか。【資料 1－4 参照】

- ① 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債
- ② 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託
- ③ レバレッジ投資信託

##### (2) 対象外務員

「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第 2 条を改め、複雑な仕組債・投資信託等の取引に係る外務員の職務を行うことができるのは、一種外務員及び特別会員一種外務員に限ることとしてはどうか。

(3) 実施時期

平成 24 年〇月から実施する。

(4) 経過措置

現在、協会員において、信用取引外務員、二種外務員、特別会員二種外務員及び特別会員四種外務員による複雑な仕組債・投資信託等の取扱いがあることを踏まえ、上記の見直しの実施に際し、一定の経過措置が必要であるとの意見があるが、どう考えるか。

**2. 特別会員の外務員の投資信託等に係る特例措置の廃止**

- (1) 現在、特別会員においては、金融機関の投信窓販等の開始に伴う特別措置として、平成 11 年 2 月前に実施された特別会員一種・特別会員二種外務員資格試験等の合格者のうち、所定の社内研修(いわゆる「8 時間研修」)の受講修了者については、特例措置として投資信託等の取扱いが認められている。【資料 1－5 参照】

(平成 10 年 9 月 16 日理事会決議「金融機関の投信窓販等の開始に伴う自主規制の整備についての要領」)

- (2) 上記 1 の外務員の職務の見直しと併せて、特別会員の上記 (1) の投資信託等に係る特例措置を廃止することとしてはどうか。
- (3) なお、この特例措置を廃止するに当たり、上記(1)の社内研修の受講修了者は、実務経験があることを前提として、それぞれ特別会員一種外務員及び特別会員二種外務員とみなすこととしてはどうか。

以 上